

韓国知的財産ニュース 2026 年 6 月前期

(No. 555)

発行年月日：2026 年 8 月 18 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、6 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【立法予告】行政安全部公告第 2026-713 号(知識財産処及びその所属機関の組織規定の一部改正令案の立法予告)
- 1-2 【立法予告】知識財産処告示第 2026-168 号(「知識財産処及びその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案の立法予告)

関係機関の動き

- 2-1 「主要な審決文が一目で」特許審判院、ホームページを改編
- 2-2 韓国知識財産処、工学部長らと共に理工系大学における特許教育の普及・定着に向けた方策を共同で模索
- 2-3 270 倍の競争率を勝ち抜いた「みんなのアイデア」がトップ 100 に選出
- 2-4 知的財産(IP)金融を、非対面で手軽に利用しましょう！
- 2-5 韓国知識財産処、善良な市民や功労者への敬意を表す
- 2-6 韓国知識財産処、産業界の問題解決・K ブランドの保護など、IP5 との二国間協力で精力的な動き
- 2-7 国際特許の第一歩から戦略まで、2026 年 PCT 国際出願説明会を開催
- 2-8 世界 5 大知的財産機関(IP5)、人工知能に関する知的財産の課題に共同で対応へ！

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 「お年寄り」をターゲットにした高齢者向け製品、知的財産権の虚偽表示 341 件を摘発
- 3-2 「K-ブランド、政府が共に守る」K-ブランド保護支援事業の成果を共有

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 21 年間続く韓日の商標対話…今年はソウルで開催

その他一般

- 5-1 人工知能を活用した発明については、人が発明に貢献した場合にのみ発明者として認められる

法律、制度関連

1-1 【立法予告】行政安全部公告第 2026-713 号(知識財産処及びその所属機関の組織規定の一部改正令案の立法予告)

電子官報(2026.6.8.)

●行政安全部公告 第 2026-713 号

知識財産処及びその所属機関の組織規定の一部改正令案の立法予告にあたり、その理由及び主な内容を国民に事前に周知し、これに対する意見を聴取するため、「行政手続法」第 41 条に基づき、次のように公告します。

2026 年 6 月 8 日

行政安全部長官

知識財産処及びその所属機関の組織規定の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主な内容

知識財産処の知識財産保護協力局に、特許分析を通じた営業秘密侵害行為に対する捜査企画業務及び営業秘密侵害行為に対する捜査業務を遂行するため、2 つの課を評価対象組織として新設するとともに、これに必要な人員 27 名(4 級 2 名、4 級または 5 級 1 名、5 級 11 名、6 級 9 名、7 級 4 名)のうち 18 名(4 級 2 名、4 級または 5 級 1 名、5 級 5 名、6 級 7 名、7 級 3 名)を増員し、9 名(5 級 6 名、6 級 2 名、7 級 1 名)は 2028 年 6 月 29 日まで一時的に増員するとともに、技術流出対応政策の総括業務を遂行するために必要な人員 1 名(4 級または 5 級 1 名)を増員しようとするものである。

2. 意見の提出

本改正案について意見のある機関・団体または個人は、2026 年 6 月 15 日までに国民参加立法センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)にてオンラインで意見を提出するか、以下の事項を記載した意見書を行政安全部長官に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成または反対の意見(反対の場合は理由を明記)
- ロ. 氏名(機関・団体の場合は機関・団体名及び代表者名)、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項など

※ 意見の提出先

- 一般郵便:(30112) Ministry of the Interior and Safety, Central Building Room 1319, 42 Doum 6-ro, Sejong-si, 30112, Republic of Korea 행정안전부 조직진단과(組織診断課)
- 電子メール:halajy@korea.kr
- FAX:044-204-8923

3. その他の事項

改正案に関する詳細については、行政安全部 組織診断課(電話 044-205-2330、FAX 044-204-8923)までお問い合わせください。

1-2 【立法予告】知識財産処告示第 2026-168 号(「知識財産処及びその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案の立法予告)

議員立法(2026.6.10.)

●知識財産処公告第 2026-168 号

「知識財産処及びその所属機関職制施行規則」の一部改正令案の立法予告にあたり、その理由と主な内容を国民にあらかじめ周知し、これに対する意見を聴取するため、「行政手続法」第 41 条に基づき、次のように公告します。

2026 年 6 月 10 日

知識財産処長

「知識財産処及びその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案立法予告

1. 改正理由及び主な内容

知識財産処の知識財産保護協力局に、特許分析による営業秘密侵害行為に対する捜査企画業務及び営業秘密侵害行為に対する捜査業務を遂行するため、2 つの課を評価対象組織として新設し、これに必要な人員 27 名(4 級 2 名、4 級又は 5 級 1 名、5 級 11 名、6 級 9 名、7 級 4 名)のうち、18 名(4 級 2 名、4 級又は 5 級 1 名、5 級 5 名、6 級 7 名、7 級 3 名)を増員し、9 名(5 級 6 名、6 級 2 名、7 級 1 名)は 2028 年 6 月 29 日まで一時的に増員し、技術流出対応政策の総括業務を遂行するために必要な人員 1 名(4 級又は 5 級 1 名)を増員する内容として、「知識財産処及びその所属機関の職制」が改正(大統領令第 00000 号、2026 年 6 月 0 日 公布・施行)に伴い変更される事項を反映するとともに、体系的な知的財産関連犯罪の捜査支援及び管理業務を遂行するため、知識財産処の知識財産保護協力局に 2029 年 6 月 29 日まで存続する知的財産保護基準チームの総額人件費制を活用して新設し、知識財産処に総額人件

費制を活用して設置した不正競争調査チームの存続期限を 2026 年 7 月 27 日から 2028 年 7 月 27 日まで延長し、総額人件費制度を活用して職級を引き上げた知的財産処の定員 12 名(5 級 12 名)の存続期間を、2026 年 8 月 30 日までから 2028 年 8 月 30 日までへと延長し、総額人件費制度を活用して職級を引き上げた知識財産処の定員 5 名(4 級又は 5 級 5 名)の存続期限を、2027 年 3 月 31 日までから 2029 年 3 月 31 日までへと延長し、効率的な組織運営のため、知識財産処の所属機関である特許審判院において、任期制公務員として任用可能な課長級定員(3 級又は 4 級)を 3 名から 5 名に調整し、知識財産処の下部組織の担当事務の一部を調整しようとするものである。

2. 意見の提出

本改正案について意見のある機関・団体又は個人は、2026 年 6 月 17 日までに国民参加立法センター(<https://opinion.lawmaking.go.kr>)にてオンラインで意見を提出するか、以下の事項を記載した意見書を知識財産庁長(宛先:革新行政担当官)に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対の意見(反対の場合は理由を明記)

ロ. 氏名(機関・団体の場合は機関・団体名及び代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項など

※ 意見の提出先

－ 一般郵便: Building 4, Government Complex - Daejeon, 189, Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon, Republic of Korea (Postal code: 35208)

지식재산처 혁신 행정담당관실(革新行政担当官室) 郵便番号: 35208

－ 電子メール: gusgkr223@korea.kr

－ FAX: 042-472-3504

関係機関の動き

2-1 「主要な審決文が一目で」特許審判院、ホームページを改編

韓国知識財産処(2026.6.1.)

－ 主な審決文の公開拡大により、国民の知る権利を強化

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)特許審判院は 1 日、国民の知る権利を強化し、審判制度に対する理解を深めるため、ホームページ*を改編し、主な審決文の公開を拡大すると発表した。

* <https://www.kipo.go.kr/ipt/>

今回の改編は、利用者中心の情報提供体制の強化に重点を置いて推進され、特に主要な審決文へのアクセス性を高めることが柱である。

このため、特許審判院は①毎月の主要な審決文②社会的関心を集める審決文などの主要な審決文を選定・提供することで、国民が主要な審判事件の情報をより容易に確認できるようにする計画だ。

また、審判・調停連携制度の紹介および申請方法の案内を追加し、審判便覧、口頭審理案内書など、審判利用者が必ず知るべき情報を継続的に提供することで、特許審判に対する国民の理解度を高めていく方針だ。

特許審判院のキム・ギボム院長は、「ホームページを改編することで、国民が審判情報により容易にアクセスできるようにし、主要な審決文を中心とした情報提供を強化していく」とし、「今後も国民の目線に合わせた審判情報サービスを継続的に拡大していく」と述べた。

2-2 韓国知識財産処、工学部長らと共に理工系大学における特許教育の普及・定着に向けた方策を共同で模索

韓国知識財産処 (2026.6.2.)

－ 知識財産処・韓国工科大学長協議会による懇談会を開催

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、6月2日(火)15時、LWコンベンション(ソウル中区)にて、韓国工科大学長協議会(キム・テソン会長)と共に、理工系大学生・大学院生の知的財産における専門性の強化策について議論する懇談会を開催する。

国際的な技術覇権争いの時代において、知的財産は法的権利を超え、研究効率、技術保護、市場の先取りなどを図るための中核的な資産である。しかし、韓国国内の大学・公的研究機関が保有する特許の活用率*は、依然として低いことが分かった。また、知識財産処の調査(2026年5月)の結果、理工系を対象とした知的財産講座を運営している大学は15.5%に過ぎない実情である。

* 大学・公的研究機関の保有特許活用率: (韓国国内特許) 34.6% / (海外特許) 37.7% (2025年度知的財産活動調査)

懇談会には、知識財産処、韓国発明振興会、韓国工科大学長協議会などの関係者約 25 名が出席し、理工系大学における知的財産教育の現状を共有し、大学内での制度的な定着・拡散策を共に模索するために設けられた。

知識財産処は、現場の意見をもとに、理工系大学における知的財産教育の拡散策を具体化していく方針だ。知的教育のための教材や講師などを提供する単なる支援にとどまらず、知的財産教育が大学において中長期的に自立できるよう、大学と共に制度的な基盤を築いていくことに重点を置く計画である。

韓国知識財産処キム・ヨンソン処長は、「世界最上位圏である韓国の研究成果が経済的・産業的価値につながるためには、研究者自らが特許を理解し、戦略的に活用できなければならない」とし、「本日、学長の方々からいただいた現場の生々しい声を政策にしっかりと反映させ、知財教育が大学に確実に根付くように取り組む」と述べた。

2-3 270 倍の競争率を勝ち抜いた「みんなのアイデア」がトップ 100 に選出

韓国知識財産処 (2026.6.5.)

- 国民のアイデア上位 100 件が一堂に「みんなのアイデア」上位 100 件に関する懇談会を開催
- 19 歳から 66 歳まで全世代、各界各層の国民が参加し熱気を証明
- 3 ヶ月間の集中的な高度化により政策・事業として具体化…10 月に「王中王戦」を開催

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、国民が提案した 27,185 件のアイデアの中から、約 270 対 1 という熾烈な競争率を勝ち抜いた「上位 100」の選定を完了し、6 月 4 日 (木) 13 時、KT&G サンサンプラネット(ソウル市城東区)にて、「みんなのアイデア」上位 100 選会談を開催する。今回のイベントは、国民のアイデアを実際の起業や国家政策につなげるための、アイデア高度化に向けた本格的な第一歩である。

「みんなのアイデア」は、国民なら誰でも自由にアイデアを提案し、優れたアイデアを起業や政策につなげる国民参加型のオープンイノベーションを基盤として、昨年 10 月に発足した知識財産処の第 1 号事業である。

今年の「みんなのアイデア」には合計 27,185 件のアイデアが寄せられ、481 名の分野別専門家が参加する中、徹底したセキュリティのもとで綿密な審査と検討を経て、最終的に 100 件のアイデアが上位 100 に選定された。

審査過程では、実現可能性、独創性、活用性などを総合的に評価し、公正性と客観性を確保するため、多数の専門家によるダブルチェックを実施した。

選定された上位 100 件のアイデアを分析した結果、技術分野では人工知能(AI)を活用した情報技術関連の提案が優勢であり、政策分野では交通・福祉・行政など、生活密着型の課題が多数含まれていた。

上位 100 件の提案者の年齢層も、最年少 19 歳から最高齢 66 歳(平均年齢 40.8 歳)まで多岐にわたり、学生、会社員、起業予定者、研究者など、各界各層の国民がイノベーションの主体として参加した。

この日の会合には、上位 100 件の提案者全員が招待され、選定の意義を記念するとともに、今後の高度化支援の方向性を共有する時間が設けられた。イベントは、(1) 上位 100 名の名札・バッジ授与、(2) 基調講演(KDIのキム・セジク院長)、(3) 高度化参加活動のご案内、(4) 個人別の専門家によるアドバイスなどで行われる。特に、提案者ごとのアイデアの特性やニーズを反映したオーダーメイド型の支援方針について共に議論し、今後の高度化プロセスの実効性を高める計画だ。

知識財産処は、「みんなのアイデア」上位 100 選の会談を皮切りに、約 3 ヶ月間にわたり、上位 100 のアイデアを対象とした集中的な高度化参加活動を運営する。

技術アイデアは、専門家によるアドバイス、特許出願、技術検証、試作品製作などを選択的に支援し、政策アイデアについては、専門家によるアドバイスとアイデアの規模拡大を経て、優秀なアイデアについては関係省庁と連携して実証（試行運用）まで推進する。

また、9月の発表評価、10月の王中王戦（決勝戦）で最終受賞作を選定し、優れたアイデアが創業や政策として実現できるよう、継続的な支援を行っていく計画だ。

一方、知識財産処は、国民全体へのアイデア文化の拡散のため、上位100名に加え、優秀な参加者上位1万名を選定した。選定結果は「みんなのアイデア」ホームページ*のマイページで確認でき、選定者には7月中に3万ウォン相当の地域通貨などが支給される。

* www.모두의아이디어.kr

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「AIの時代において、国民一人ひとりの経験とアイデアこそが、まさに国家の貴重な資源である」とし、「『みんなのアイデア』から発掘された国民の創造的な発想が、起業や政策、技術革新という実を結ぶよう、全面的に支援していく」と述べた。

2-4 知的財産(IP)金融を、非対面で手軽に利用しよう！

韓国知識財産処(2026.6.5.)

- 知的財産(IP)金融、市中銀行からネット銀行へと拡大を推進
- 知識財産処・保証機関・インターネット専門銀行が業務協定(MOU)を締結
- 非対面型知的財産(IP)保証融資の推進により、中小企業・小規模事業者の支援を拡大

今後、特許などの知的財産権を保有する中小企業・小規模事業者を対象に、インターネット専門銀行（以下「ネット銀行」）を通じた非対面型知的財産(IP)保証融資*が可能になる見通しだ。

* 知的財産(IP)保証:企業が保有するIPを基に、保証期間が保証書を発行すると、銀行は保証書に基づいて融資を実行

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、信用保証基金(カン・スンジュン理事長)、技術保証基金(キム・ジョンホ理事長)、信用保証財団中央会(ウォン・ヨンジュン会長)、Kバンク(チェ・ウヒョン銀行長)、カカオバンク(ユン・ホヨン代表取締役)、トスバンク(イ・ウンミ代表)と、6月4日(木)

16 時、韓国知的財産センター(ソウル市江南区)にて、非対面知的財産(IP)金融*の活性化に向けた業務協定(MOU)を締結する。

* 知的財産(IP)金融:特許などの知的財産権を活用して資金を調達する金融活動

今回の業務協約は、従来の対面方式による知的財産(IP)金融をネット銀行基盤とした非対面方式へと拡大し、中小企業や小規模事業者の資金調達ルートを拡充するために設けられた。

現在、市中銀行では保証機関と連携し、中小企業・小規模事業者を対象に、年間 1 兆ウォン規模の知的財産(IP)保証融資を供給している。ネット銀行 3 社も保証機関と協力して非対面型の知的財産(IP)保証融資を実施するようになると、資金調達のルートが拡大され、原油高・金利高などで苦境に立たされている中小企業や小規模事業者に大きな助けとなる見通しだ。

また、ネット銀行を通じた融資の場合、対面相談なしでも手軽に申し込むことができるため、融資の利便性も大幅に向上すると期待される。3 つの保証機関とネット銀行 3 社、知識財産処は、今回の業務協定を契機に、非対面型知的財産(IP)保証融資商品を発売するための協力体制を構築する。

知識財産処は今後、実務レベルの協議体を構成し、非対面型知的財産(IP)保証融資の手続き、保証機関とネット銀行間の全国銀行データ通信システム基盤の構築、知的財産(IP)の価値評価支援策、顧客開拓および広報策などについて協議することにした。ネット銀行側では、2027 年下半年からの非対面型知的財産(IP)保証融資商品の発売を目標に、協議を進める計画だ。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「知識財産処は、原油高・金利高などの影響で困難に直面している中小企業や小規模事業者のために、知的財産(IP)金融を拡大していく計画だ」とし、「非対面型知的財産(IP)金融商品の発売を目指し、保証機関とネット銀行間の架け橋としての役割を積極的に果たし、関連支援を惜しまない」と述べた。

2-5 韓国知識財産処、善良な市民や功労者への敬意を表す

韓国知識財産処(2026.6.8.)

- 特許手数料の免除に続き、特許審判院の国選代理人の無料選任まで

今後、報勲補償対象者や義死傷者も、知的財産審判の国選代理人制度を利用できるようになる見通しだ。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)特許審判院は、国家と社会のために献身し、責任を果たした報勲補償対象者や義死傷者が、無料で知的財産審判の国選代理人を選任できるよう、制度の改善に乗り出すと発表した。

国選代理人制度は、知的財産権の紛争という困難に直面した際、複雑な審判手続きを単独で引き受けることなく、審判代理の無料支援を受けられるようにする制度であり、これまで国選代理人の選任対象は、生活保護受給者、障害者をはじめ、中小企業、青年起業家、国家有功者などであった。

今回の改正により、その対象範囲が報勲補償対象者および義死傷者とその遺族または家族にまで拡大される。国選代理人の選任は、特許権などの無効・取消・訂正審判などにすべて該当し、審判請求料も全額返還される。

今回の「国選代理人の選任および運営に関する規則」(総理令)改正案は立法予告中であり、法制処の審査を経て、7 月頃に公布・施行される予定だ。報勲補償対象者や義死傷者は、特許などの出願時に経済的負担を緩和するために出願料や最初の 3 年分の登録料などが免除されているが今回の改正により、国選代理人の支援も受けられるようになる。

特許審判院のキム・ギボム院長は、「国家と社会のために正義の行動を取り、自らを犠牲にした方々が、法的な困難によって貴重なアイデアを諦めることがないよう、実質的な力になることを期待する」とし、「今後も利用者の視点に立ち、きめ細かな支援体制を継続的に整えていく」と述べた。

2-6 韓国知識財産処、産業界の問題解決・K ブランドの保護など、IP5 との二国間協力で精力的な動き

韓国知識財産処 (2026.6.8.)

- IP5 を機に、米国、日本、欧州、WIPO と連鎖的な二国間会合を開催

1. 韓米:米国における特許紛争に関する産業界の意見を伝達
2. 韓日:「知的財産保護専門家会合」の発足に合意
3. 韓・欧州:人工知能の共同研究および国際調査機関の指定に合意
4. 韓・世界知的所有権機関(WIPO):国際特許譲渡などの協力を強化(Global Assignment グローバルアサインメント)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、日本の東京で開催される「IP5 知的財産長官会合(2026.6.12)*」を機に、処の発足後初となる、米国特許商標庁(USPTO)と 10 日に二国間会合を開催したと発表した。

* 先進五大特許庁(IP5)協議体:世界の特許出願の約 85%を占める韓国(知識財産処)、米国(特許商標庁)、日本(特許庁)、中国(国家知識産権局)、欧州(欧州特許機構)間の協議体で、毎年定期的に開催

キム・ヨンソン処長は、米国商務省次官兼特許商標庁のジョン・A・スクワイアーズ(John A. Squires)長官と、国際的な知的財産環境の変化や WIPO 関連の懸案、両国間の知的財産協力の強化策などについて意見を交換した。特に、米国の特許無効審判(IPR、Inter Partes Review)制度の運用に関連して、キム処長は、最近の裁量的な拒絶の増加に対する韓国産業界の懸念を伝え、革新企業が同制度を予測可能に活用できる環境づくりの重要性を強調した。また、革新エコシステムの発展のためには、強力な特許保護と、不良特許に対する効果的な検証手続きがバランスよく運用される必要がある点を説明した。韓米両国の知的財産トップは、主要な懸案事項について継続的に意見交換を行うとともに、人工知能(AI)への転換への対応、知的財産の金融・事業化など、最近の懸案事項に関する協力も拡大・強化していくことで合意した。

一方、知識財産処は米国との会合に続き、日本特許庁(JPO)、欧州特許機構(EPO)、および世界知的所有権機関(WIPO)と相次いで二国間会議を開催し、知的財産分野ごとの協力策および主要な懸案事項について議論した。

キム処長は日本特許庁の河西康之長官との二国間会合で、「知的財産保護専門家会合」の発足に合意し、協議の議事録(ROD、Record of Discussions)に署名した。この会議体は、1 月に韓日首脳が知的財産保護分野における協力の必要性を議論したことを契機に新設されたもので、

関連制度に関する情報を交換することで、相互理解と協力を深める役割を果たすことが期待される。

また、キム処長は、アントニオ・カンピノス(António Campinos)欧州特許庁(EPO)事務局長と二国間会合を行い、人工知能(AI)を活用した特許検索・審査システムの開発状況の共有、AI 関連発明の明細書記載要件に関する共同研究、韓国の利用者を対象とした欧州特許審査の実務および制度に関する説明会を共同開催することなどを推進することにした。

さらに、両機関は、EPO を韓国の国際調査機関(ISA、International Searching Authority)として指定できるよう、実証事業の推進で合意したことから、韓国企業はより多様で効率的な国際特許出願サービスを利用できるようになると期待される。

キム処長は、世界知的所有権機関(WIPO)のリサ・ヨルゲンソン(Lisa Jorgenson)事務次長と二国間会合を行い、産業界が関心を寄せている国際譲渡制度(Global Assignment グローバルアサインメント)*の実現に向けた協力策、および韓国企業やイノベーターの発明が世界市場でより容易かつ安全に保護されるよう、国際特許出願(PCT)サービスの高度化に向けた協力を継続的に強化していくことで合意した。

* 特許などの知的財産権の譲渡に際し、権利が登録されている各国ごとに申請することなく、一括して申請が可能となる国際システムを指す

知識財産処キム・ヨンソン処長は、「IP5 知的財産長官会合を機に開催された二国間会合により、米国の特許紛争制度に関する半導体業界の懸念事項を伝えた」とし、「今後も、国際的な知的財産保護の強化や人工知能(AI)への移行に伴う対応など、主要な懸案について、緊密な国際協力を通じて共同で対応していくよう尽力する」と述べた。

2-7 国際特許の第一歩から戦略まで、2026 年 PCT 国際出願説明会を開催

韓国知識財産処(2026.6.15.)

一方式審査の事例・手数料の案内から出願支援事業・出願戦略までを一堂に

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、6 月 23 日(火)14 時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)19 階の大会議室にて、企業関係者、弁理士業界の従事者、知的財産権担当者および一般市民などを対象に、「2026 年 PCT 国際出願説明会」を開催する。

世界知的所有権機関(WIPO)によると、韓国は 2025 年の PCT*国際出願件数で 6 年連続世界 4 位を維持し、主要な PCT 出願国としての地位を確固たるものになっている。

* PCT (Patent Cooperation Treaty) : 特許協力条約を意味し、条約に加盟した締約国間で、1 通の PCT 出願書の提出により、特許保護を希望する各締約国へ個別に申請したものと同等の法的効力を得ることができる制度

今回の説明会では、①PCT 受理官庁方式による審査事例 ②PCT 指定官庁方式による審査事例 ③PCT 国際出願手数料の案内 ④海外出願支援事業の紹介 ⑤PCT 出願戦略の順で行われる。特に今年の説明会では、積極行政の一環として、海外出願を準備する出願人が実質的な支援を受けられるよう、知識財産処の海外出願支援事業の紹介と、外部の現役弁理士による PCT 出願戦略の講義を新たに盛り込んだ。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は、「国際特許出願は、世界市場で韓国の技術が保護されるための重要な第一歩」とし、「知識財産処は、優れた技術と斬新なアイデアが海外市場への進出につながるよう、必要な支援を継続していく」と語った。また、「今回の説明会が、海外出願を準備している企業や個人の出願人にとって実質的な助けになることを期待している」と述べた。

なお、詳細については知識財産処のウェブサイト*の「お知らせ」で確認でき、問い合わせは知識財産処の知識財産国際出願課(042-481-5209)まで行えばよい。

* ホームページ(www.moip.go.kr) > ニュース > お知らせ > お知らせ

2-8 世界 5 大知的財産機関(IP5)、人工知能に関する知的財産の課題に共同で対応へ！

韓国知識財産処(2026.6.15.)

- 知識財産処、第 19 回世界 5 大知的財産機関(IP5)長官会合に出席
- IP5・産業界、AI の活用過程における「人間の介入」の必要性で一致！

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、6 月 11 日(木)～12 日(金)の 2 日間、日本の東京で開催された「IP5 知的財産長官-産業界合同会合」および「第 19 回 IP5 知的財産長官会合*」に出席したと発表した。

* 世界 5 大知的財産機関(IP5)協議体:世界の特許出願の約 85%を占める韓国、米国、日本、中国、欧州の知的財産当局間の協議体であり、毎年定期的に各国を巡回して開催される

6 月 11 日(木)に開催された「IP5 知的財産長官-産業界合同会合」では、IP5 機関と産業界の代表らが、グローバル特許譲渡(Global Assignment グローバルアサインメント)*、人工知能(AI)関連発明の審査基準や AI の発明者性の比較など、主要な協力事業の推進状況を点検し、利用者視点からの制度改善の方向性について議論した。

* 1 回の特許権譲渡申請だけで、IP5 各国における譲渡手続きを一括して進められるようにする制度

特に、「AI 技術を活用した高度化かつ信頼性の高い知的財産システムの構築」をテーマに開かれたセッションでは、IP5 各機関と産業界が AI の活用事例を共有し、AI 時代の知的財産システムの発展方向を模索した。知識財産処は、韓国政府の AI 政策の推進状況と、知識財産処による AI に基づく行政革新への取り組みを紹介した。

特に、検索・分類・翻訳・審査支援など、知的財産行政全般における AI 技術の活用状況や、次世代 AI に基づく知的財産行政システムの構築など、知的財産 AI 大転換推進計画(IP-AX)を紹介した。

今回の会合で、IP5 当局と産業界は、共通して AI 活用の透明性、効率性、有効性を強調すると同時に、最終的には人間が直接介入して検討・承認・修正しなければならないという「ヒューマン・イン・ザ・ループ(Human-in-the-Loop、HITL)」の原則で合意した。

続いて 6 月 12 日(金)に開催された「IP5 知的財産機関長会合」では、IP5 協力事業の推進状況を点検し、過去 5 年間にわたり推進してきた「IP5 新技術・AI(NET/AI)ロードマップ」に関する総合検討結果を議論した。IP5 の機関長らは、AI 時代にふさわしい新たな協力の機会を発掘し、主要な懸案事項に関する議論を継続していくことで合意した。

また、「AI 時代における IP5 知的財産機関の役割」をテーマとした議論では、各機関が AI の活用経験や政策の方向性を共有し、AI 技術の発展が知的財産制度や産業エコシステムに及ぼす影響について幅広く意見を交換した。キム処長は、生成 AI の普及に伴い、提起されている特許

出願の増加、審査負担の拡大、紛争の増加といった新たな課題について、IP5 レベルで産業界と緊密なコミュニケーションを図り、共同で対応する努力が必要であることを強調した。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「AI は、知的財産行政の効率性と品質を高める革新的なツールであると同時に、知的財産制度に新たなチャレンジと課題を突きつけている」とし、「今後、AI 技術の革新と知的財産制度の調和および均衡を図るため、IP5 をはじめとする国際社会と積極的に協議を進めていきたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 「お年寄り」をターゲットにした高齢者向け製品、知的財産権の虚偽表示 341 件の摘発 韓国知識財産処(2026.6.1.)

- 知識財産処、7 大オープンマーケットで 1 万件を点検、「特許権の虚偽表示」を多数摘発・是正完了

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、お年寄りの消費者を狙った製品を対象に知的財産権の表示実態を点検し、虚偽表示として摘発された 341 件について是正を完了したと発表した。

お年寄りの消費者を対象とする高齢者向けビジネス*、いわゆるシルバービジネスが新たな中核産業として浮上している。特に、高齢者を対象とする健康に直結する製品に特許を虚偽表示し、政府が品質を保証しているかのように消費者を欺く場合、高齢層に深刻な被害を与える恐れがある。

* お年寄りを主な需要者とする製品・サービスで、研究・開発・製造・流通・販売全般

知識財産処は、2 月 26 日(木)～3 月 25 日(水)まで、主要オープンマーケット*における高齢者向け製品の販売投稿 1 万件について、特許・実用新案・意匠・商標に関する虚偽表示の有無を企画調査した。

* 11 番街、G マーケット、ネイバースマートストア、オークション、クーポン、SSG、ロッテオン(7 社)

<合計 15 製品で 341 件を摘発…「特許権の虚偽表示」が 80.4%>

調査結果、合計 15 製品で 341 件の虚偽表示が確認された。

権利の種類別では、特許権の虚偽表示が 274 件(80.4%)でほとんどを占め、デザイン(意匠)権が 66 件(19.4%)、商標権が 1 件(0.3%)と続いた。

違反の類型別では、消滅した権利の表示が 185 件(54.3%)で半分を超え、存在しない権利番号などの表示が 93 件(27.3%)であった。このほか、デザインを特許として表示するなど、知的財産権の名称を誤って表記した事例も 63 件(18.5%)確認された。

製品の種類別では、日用品便利グッズが 170 件(49.9%)で半数近くを占め、健康管理用品 114 件(33.4%)、移動補助用品 49 件(14.4%)、デジタルケア用品 6 件(1.8%)、安全予防用品 2 件(0.6%)の順となった。日常生活で頻繁に使用される生活便利・健康管理用品分野が、違反全体の 83.3%を占めたことが特徴である。

主な摘発品目としては、「お年寄り向けおやつ特許取得のヌルンジ(おこげ)」が 5 つのオープンマーケットで 93 件(消滅した権利の表示)と最も多かった。これは、「お年寄り」、「特許取得」という表現を併せて使用し、「お年寄り専用の特許製法製品」であるかのような印象を与え、消費者に二重の混乱を招いた事例と言える。このほかにも、大型拡大鏡の非球面多焦点レンズ(6 つのマーケットで 61 件、消滅した権利の表示)、足用温熱パック(6 つのマーケットで 56 件、存在しない番号の表示)、車椅子のタイヤカバー(3 つのマーケットで 32 件、意匠を特許として表示)、小豆温熱パック(4 つのマーケットで 30 件、存在しない番号の表示)などが摘発された。

＜摘発された投稿 341 件、すべて是正完了…違反時は最大 3 年以下の懲役＞

知的財産権の虚偽表示は、特許法などの関連法令に基づき、3 年以下の懲役または 3,000 万ウォン以下の罰金に処される可能性のある違法行為である。知識財産処は、摘発された投稿 341 件について、「オープンマーケット」の事業者には違法事実を通知し、是正を要請した。その結果、投稿の修正 197 件、投稿の削除 124 件、販売中止 20 件となり、すべて是正が完了した。

知識財産処は今後、販売者の管理を通じて繰り返し違反の有無を点検し、SNS などで正しい知的財産権の表示方法の案内や、「オープンマーケット」の販売者を対象とした指針の配布、予防研修を並行して実施し、健全な取引秩序を確立していく方針だ。

韓国知識財産処のキム・ヨンフン知識財産保護協力局長は、『「特許」という二文字は、お年寄りの方々にとっては『信頼できる製品』というシグナルとして受け取られる可能性がある』とし、「存在しない特許番号を使用したり、デザインを特許として表示したりする行為は、消費者に誤認や混同を招く恐れがあるため、知的財産権の虚偽表示に関する実態調査と管理を強化し、正確な権利情報が提供されるよう積極的に取り組む」と述べた。

3-2 「K-ブランド、政府が共に守る」K-ブランド保護支援事業の成果を共有

韓国知識財産処(2026.6.5.)

- 知識財産処、政府発足 1 周年を迎え、K-ブランド保護支援事業の受惠企業と懇談会を開催

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、6 月 4 日(木)14 時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて、国民主権政府の発足 1 周年を迎え、「K-ブランド保護支援事業の受惠企業との懇談会」を開催し、事業推進の成果を共有するとともに、現場の意見をヒアリングする。

今回の懇談会は、「K-ブランド保護支援事業」*により支援を受けた輸出企業を対象に、紛争対応の経験事例を共有し、支援事業の実効性を点検するとともに、企業が肌で感じる困難や改善すべき事項を把握するために設けられた。

* K-ブランド紛争対応戦略支援(模倣品、無断先取り)、海外オンライン模倣品の遮断支援

最近、韓国の輸出中小企業は、海外市場において商標の無断先取りや模倣品の流通など、多様な知的財産権侵害に直面しており、これに対する対応過程で法的・費用の負担が大きい状況である。特に、オンラインプラットフォームに基づいた模倣品の拡散は、ブランド価値の毀損や売上減少につながるだけでなく、韓国企業の海外市場への参入を困難にする要因として作用しているという指摘がある。

これを受け、知識財産処は輸出企業の海外における知的財産保護のため、①オーダーメイド型 K-ブランド紛争対応戦略の支援 ②海外オンライン模倣品の流通遮断 ③現地での法律相談および行政取り締まりとの連携支援など、様々な事業を推進してきた。併せて、国民主権政府の発足以降、政府が直接認証商標の権利者となり、模倣品の製造・流通に対応する④「K-ブランド政府認証制度」を導入し、⑤「IP 紛争ドクター」による現場支援も推進するなど、事前の予防を中心とした政策も並行して実施している。今回の懇談会で議論された内容は、今後の事業運営の方向性を補完し、企業に合わせた支援を強化するために活用されるものと期待される。

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「海外における知的財産紛争は、単なる権利の問題ではなく、企業の市場参入と成長を左右する中核要素である」とし、「特にブランドを守ることはすなわち競争力を守ることであるだけに、現場の声を迅速に政策に反映させ、企業がより効果的に対応できるよう支援を強化していく」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 21年間続く韓日の商標対話…今年はソウルで開催

韓国知識財産処(2026.6.15.)

- 知識財産処、6月15日～16日、「第21回韓日商標専門家会合」をソウルで開催
- 商標権の共存合意、審査における人工知能(AI)の活用など、両国の懸案事項と経験を共有

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、6月15日(月)～16日(火)、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて、日本特許庁(JPO)の商標専門家が参加する中、「第21回日韓商標専門家会合」を開催する。

韓日商標専門家会合は、両国の商標実務者が一堂に会し、商標法・制度、審査基準、品質管理、商品分類など、商標審査政策全般に関する懸案事項や経験を共有する場であり、今年で21回目を迎える。

両国は議題ごとに事前に質疑書を交換し、その内容を相互に発表する方式で会合を進める。15日には、商標権の共存合意・地域団体商標・識別力の判断など、商標法・審査基準に関する課題、商品分類の懸案、世界5大商標機関(TM5)*における協力策などについて議論する。

* TM5: Trademark 5(韓国、米国、欧州、日本、中国)

16日には、商標審査における人工知能(AI)の活用について議論する。両国は図形(画像)・商標名(文字)の検索などにAIを活用しているが、今回の会合では、AIを実際の商標審査に適用するためのAIモデルの選定、情報の投入などの学習、活用結果のフィードバックなど、現状および今後の計画について互いに議論する。

韓国知識財産処のナム・ヨンテク商標デザイン審査局長は、「両国の商標実務者が直接顔を合わせ、商標法・制度、商品分類、AIの活用など、共通の懸案事項に関する経験や課題を共有する有意義な場だ」とし、「今回の会合で、韓日間の商標政策および制度運営に関する協力がさらに強化されることを期待する」と述べた。

その他一般

5-1 人工知能を活用した発明については、人が発明に貢献した場合にのみ発明者として認められる

韓国知識財産処(2026.6.9.)

- 韓国知識財産処、「AI時代の適切な特許出願ガイド」を配布
- AIを活用した無分別な特許出願を抑制し、適切な特許出願を奨励
- 特許出願時に遵守すべき信義誠実の原則(虚偽事実の確認、試験資料の検証など)を提示

人工知能(AI)を活用した発明で特許を取得するためには、人間が発明の創作過程において実質的に貢献しなければならない。また、AIが生成した試験結果を実際の試験結果であるかのように偽って提出した場合、法的責任を問われる可能性があるため、注意が必要である。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、AI時代に合わせ、生成AIを活用した無分別な特許出願を防止し、適正な特許出願を奨励するため、こうした内容を盛り込んだ「AI時代の適正な特許出願ガイド」を配布すると、6月9日(火)に発表した。

今回のガイドブックでは、人間がAIを活用した発明の特許出願過程において遵守すべき注意義務や、特許を取得するために必要な要件について、次のように案内している。

<(1) AIの単なる活用では不可、人間が発明に貢献した場合にのみ特許登録が可能>

特許法上、AIは特許を受けることができず、発明を行った者またはその承継人のみが特許を受けることができる。発明を行った者(正当な発明者)として認められるためには、発明の創作過程において実質的に寄与しなければならない。単にAIに一般的な指示を入力し、その結果をそのまま出願した場合には特許を受けることはできず、仮に特許を取得したとしても無効となる。

審査官は、審査の過程で正当な発明者であるか疑わしいと判断した場合、拒絶理由を通知するとともに、「研究ノート」や「発明者確認書」など、人間が発明に貢献したことを立証する書類提出を求めることができる。

＜(2) AI が生成した試験結果を、実際の試験結果であるかのように偽って提出した場合、法的責任が生じる＞

AI の「ハルシネーション (Hallucination 幻覚)」現象により、実際には存在しない技術内容や虚偽の効果が生成される可能性があるため、AI が作成した内容をそのまま信頼してはならない。出願人および代理人は、明細書や意見書などの特許書類作成過程において、内容の真実性や発明の実現可能性などを十分に検討しなければならない。

AI を活用した医薬品や先端材料などを特許出願する際には、一層の注意が必要である。AI が提示した候補物質や効果を実験的に確認しないまま特許出願すると、実現可能性などの問題により特許が拒絶され、たとえ特許を取得したとしても無効になる。AI が生成した実験結果を検証せずに、自ら実験した結果であるかのように記載し、虚偽の特許を取得した場合には、さらに虚偽行為の罪*などの法的責任も問われる可能性がある。

* 特許法第 229 条 (虚偽行為の罪) : 虚偽またはその他の不正な行為により、特許、特許権の存続期間の延長登録、特許取消請求に対する決定または審決を受けた者は、3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

＜(3) AI による発明の種類別・注意すべき特許要件の案内＞

AI による発明は大きく 3 つに分類され、種類ごとに特に注意すべき特許要件がある。AI そのものに関する発明については、AI がハードウェア (メモリなど) と結合して情報処理を行う必要があるという発明の成立要件、AI が発明の構成要素として含まれる場合は、独創的な技術的特徴を通じて先行技術に比べてより優れた効果を示さなければならないという進歩性の要件、AI をツールとして活用する発明については、AI が提示した効果などをそのまま記載してはならず、実施可能性などをしっかりと検討した上で、明細書の記載要件*に従って作成しなければならない。

* 発明を実際に実施し、繰り返し・再現できるよう、明確かつ詳細に記載しなければならない

例えば、「AI を利用して果物を選別する方法」のように、AI が発明の構成要素に含まれる場合、具体的な AI の技術的な特徴がなく、単に従来人間が行っていた業務を AI に置き換えたに過ぎないものであれば、特許を取得することはできない。

＜(4) AI を使用する際、発明の内容が外部に流出する可能性があるため、セキュリティに留意＞

AI を活用する過程で、入力したデータなどが外部の AI の学習過程に利用され、第三者に知られてしまう可能性があるため、営業秘密や中核的な技術情報を入力する際には、セキュリティに特に注意を払う必要がある。AI を使用する前に、入力データが外部の AI モデルの学習に利用されないよう、ユーザー環境を設定することも一つの方法である。

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「今回のガイドラインは、AI の活用が広がる中、出願人が遵守すべき注意義務を先制的に提示するために作成された」とし、「AI を活用した発明に関する審査基準は、国際的な制度の調和が重要であるため、まもなく開催される IP5 長官会合（2026 年 6 月 10 日～12 日、日本）において主導的に議論を行い、AI 時代にふさわしい特許制度を整備していく」と述べた。

一方、「AI 時代の適切な特許出願ガイド」は、韓国知識財産処のホームページで誰でも閲覧できる。

*ホームページ(moip.go.kr) > 書籍・統計 > 刊行物 > その他の刊行物

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム